

随 意 契 約 結 果 一 覧

契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額 (円)	契約の相手方を選定した理由	摘 要
トラクターMF 6120 オイル漏れ 修繕契約	令和 6 年 6 月 18 日	エム・エス・ ケー農業機械 株式会社 北海道恵庭市 戸磯 1 9 3 番 8 号	1,126,000	本校の大型トラクターMF（マッセイファーガソン）6120 は主に肥料散布や牧草作業を行うトラクターで、主に牧草作業においてはテッダーレーキでの牧草の乾燥作業やロータリーレーキでの集草作業、作成した牧草ロールをトラックに積み込むため使用しており、国内では唯一、エム・エス・ケー農業機械株式会社が英国製MF（マッセイファーガソン）の輸入・販売・供給部品等を行っています。 今回の修繕については、ミッションの内部まで扱うものとなります。トラクター自体の大まかな分解までは他社で行うことも可能ですが、トラクター内部の構造が複雑であることに加えて、国外メーカーのトラクターでもあることから、より詳細な部分に関する修理となりますと、日常的に整備している技術員（取扱メーカー）でないとわからない部分があり、修繕ができません。交換部品についても、MF（マッセイファーガソン）のディーラーであるエム・エス・ケー農業機械株式会社が関わっていないと修理後の交換部品に対する保証もできなくなります。 本校には当該トラクターのほかに作業を代替できるトラクターは保有しておらず、修繕ができないと本校で飼育している生産馬や乳牛の飼料を確保することが困難な状況となり、農場運営管理および学校教育活動に多大な影響が生じることとなります。 既に牧草収穫期に入っており、作業への影響をできる限り少なくするためにも至急修繕作業を行い、遅くとも牧草作業が始まる 8 月下旬までに修繕が完了している必要があります。 以上の状況を踏まえ、MF（マッセイファーガソン）トラクターの取扱店として専門技術員を有しており、早期受け入れが可能であるのはエム・エス・ケー農業機械株式会社一社のみであることから、本契約の相手方として選定します。 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び北海道財務規則第 162 条運用方針第 3 節 1（2）	

- 注 1 この様式は、年度ごと、月ごと等、適宜区分して使用すること。
- 2 課等ごとに公表する場合は、「課等名」欄は適宜削除して使用すること。
- 3 「契約の相手方」欄は、契約の相手方の商号又は名称及び住所を記載すること。
- 4 「契約の相手方を選定した理由」欄には、決定書等に記載した理由及び契約方法の根拠を記載すること。
- 5 単価契約の場合は、「契約金額」欄に「月額〇〇円」等と記載し、「摘要」欄に「単価契約 総価額〇〇円」等と記載すること。